

「住宅用火災警報器設置対策基本方針」の改正について

○「住宅用火災警報器設置対策基本方針」の策定の経緯

改正消防法に基づき住警器の設置を推進するため、平成 20 年に、国、地方、関係業界・団体等の代表からなる「住宅用火災警報器設置推進会議」を設置し、同会議で「住宅用火災警報器設置推進基本方針」を定め、取組みを進めてきた。

平成 23 年には、同会議を「住宅用火災警報器設置対策会議」とし、地域社会における働きかけの強化、奏功事例等の積極的な周知、設置の定着のための適切な維持管理の広報等の取組みを推進するため、「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を定めたところ。

○「住宅用火災警報器設置対策基本方針」の改正案

(1) 経緯

住警器の設置義務化から 10 年近くが経過したが、各主体による取組みの結果、住警器の設置率は 81%、条例適合率は 66.4%まで上昇した（平成 27 年 6 月 1 日時点）。

引き続き、先進的な地域における取組み等を参考にしつつ、地域社会等を中心に、未設置世帯に対して設置を働きかける必要がある一方で、全国における住警器の設置数も相当数にのぼることから、今後は、火災時に住警器が適正に作動するよう、その維持管理（点検・交換）についても広報を推進する必要がある。

※ 全国消防長会からも、設置義務化から間もなく 10 年を迎えることを踏まえ、住警器の取換えの推進等の基本方針の見直しについてご提案いただいている。

(2) 「基本方針」の改正案（概要）

①住警器の維持管理に関する広報の強化

住警器の設置の定着を図ることに加え、火災時における住警器の適正な作動を確保する観点から、住警器の適切な維持管理の方法について広報の強化を図る。

具体的には、1) 定期的な作動確認、2) 機器の異常が判明した場合等における本体の交換、3) 電池切れの場合における電池の交換（設置から 10 年以上が経過している場合は本体の交換を推奨）等を周知する。

②その他

- ・ 住宅火災により被害を受ける危険性が高い高齢者世帯への住警器の設置の働きかけにあたって、高齢者と日常的に接する機会の多い福祉関係団体等と連携するなど、更なる工夫を行う。
- ・ 住警器が設置されていない世帯のほか、火災予防条例に適合して設置されていない世帯も含め、条例に適合した設置を働きかける。